

CHANGE and
MOVE ON

企業が **変わる**
女性活躍が **進む**

男女間賃金格差改善促進奨励金

奨励金額

最大 **100** 万円

女性従業員の処遇向上や賃金の引上げを目的とした、男女間の賃金格差改善の取組に対して奨励金を支給します。

支給を受けるための **3** ステップ

無料

オンラインセミナー

オンデマンド方式

- ・女性活躍推進法の概要
- ・中小企業の抱える課題と女性活躍推進
- ・事例紹介

など

無料

専門家派遣

専門性の高い
エキスパートを派遣

働く女性が活躍できる職場づくりをサポートする専門家を1事業者につき、計2回派遣します。

3つの取組を実施

奨励金対象事業の取組を実施した事業者へ

最大 **100** 万円の
奨励金を支給

詳しくは裏面の3つの取組をご覧ください ▶

対象事業者

以下の要件を全て満たす事業者

- (1) 本社又は主たる事業所が **東京都内** にあること。
- (2) 常時雇用する労働者数が **300人以下** であること。
- (3) 支給申請日時時点で取組の対象とする **雇用管理区分** の女性の割合が **4割を下回っている** こと。

※他にも要件あり

お問合せ・お申込みはこちらから

男女間賃金格差改善促進奨励金 事務局

☎ **03-6633-3656** (受付時間: 平日 9:00 ~ 17:00)



賃金格差改善奨励金



<https://joseikatsuyaku-sokushin.tokyo/>



／ こんなお悩みはありませんか？ ／

- 社員の離職率が高い
- 女性のキャリアアップ意識が低い
- 女性の応募が少ない
- 企業イメージを良くしたい
- 女性管理職のロールモデルがない
- 制度融資を受けたい など

あなたの会社の状況を分析・改善することで、様々なメリットがあります。



支給を受けるために実施する3つの取組

	取組内容	備考
①	(A)から(C)の取組を新たに1つ以上実施 ※(D)は加算要件 (A)女性管理職の増加 (B)役職手当の支給対象の女性従業員の増加 (C)短時間労働者などの非正規従業員でも登用が可能な役職(管理職含む)の新設 (D)短時間労働者などの非正規従業員の退職金制度の導入	(A)から(C):各 30万円 ※(D)は加算要件(10万円)
②	実施した取組を行動計画に記載し、男女の賃金差異とともに「女性の活躍推進企業データベース」で公表	行動計画は東京労働局へ届出
③	全従業員を対象に自社の取組について啓発する内容の研修を実施	非正規従業員を含む全従業員対象

※本チラシ以外にも要件がございます。申請にあたっては、ホームページ掲載の募集要項を必ずご確認ください。

募集期間と支給事業者数

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
定員(事業者数)	先着100社	先着80社	先着80社	先着80社	先着80社	先着80社
支給申請締切日	令和7年6月30日	令和7年8月31日	令和7年10月31日	令和7年12月31日	令和8年2月28日	令和8年4月30日

お申込みはこちら

まずは**無料セミナー受講**から！

※募集期間は令和8年4月30日まで。詳細はホームページをご参照ください。



賃金格差改善奨励金



<https://joseikatsuyaku-sokushin.tokyo/>



●制度融資のご案内

本事業により交付決定を受けた中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資(TOKYOウィメン・ビズ・サポート)」の対象となり、信用保証料2/3補助や利率優遇を受けることができます。

詳細は、右のQRコードにてご確認ください。



●中小企業退職金共済制度のご案内

中小企業退職金共済制度をご利用になれば、**安心・確実・有利**で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。新たに加入する事業主を対象に、掛金月額2分の1(上限5,000円)を加入後4か月目から1年間、国が助成します。短時間労働者の加入者については、上記の額に上乗せして助成されます。

※加入条件は当奨励金の対象事業者と異なる部分があります。



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

